

松原市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

(回答)

現在、大阪府との協議・連携のもと国の緊急雇用創出基金事業を活用した事業を実施し、離職者の雇用確保に努めており、介護分野に該当する事業も進めております。今後も府とさらなる連携を図り、離職者への雇用機会の創出を図ってまいります。(市民生活部)

(2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

(回答)

大阪府、C-STEP、JOBカフェ、障害者就業・生活支援センター等の各機関との連携を強め、若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等の就労困難者に対して、専門的かつきめ細やかな支援の充実を図ってまいります。また、仕事とともに住居をなくした方々への支援につきましても、ハローワーク・社会福祉協議会等の支援施策への誘導の強化に努めてまいります。(市民生活部)

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

企業団体に構成されている各種の協議会等の役員会・総会の場で改正最低賃金法等の新たに施行された法令についての周知を図ってまいります。(市民生活部)

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体にあっては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

本市におきましては、これまで低入札価格調査制度や公募型指名競争入札など多種多様な入札方法を導入し、公共工事の入札及び契約の適正化に努めてまいりました。総合評価入札制度の導入につきましても大阪府や近隣各市の状況等も参考に、今後研究してまいりたいと考えております。

また、公契約条例の制定に関しましては、全国的な論議がなされていることは認識しております。当面は、公契約法の制定も含めた国の対応を注視していきたいと考えております。

(財政部)

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」の考え方にに基づき、就労意欲があるにもかかわらず就労できない若者や母子家庭の母等が、就業を通じて経済的自立を図り、仕事と生活の調和のなかで暮らしていけるように、各関係機関との連携を強め、厳しい雇用情勢のもと就業できるよう支援を図ってまいります。また、この取り組みを実現するためには、どのような企業をモデルとするのが最良かにつきましても、各関係機関との協議を通じて検証してまいります。

(市民生活部)

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

中小企業者のニーズに合致したビジネスマッチングの場を構築することは非常に有効性の高いものであると認識しております。本市につきましても、クリエイション・コア東大阪内の大阪府ものづくり支援拠点の常設展示場への出展料補助等を行っておりますが、引き続き、地域産業の活性化のための施策を行ってまいります。(市民生活部)

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

新たに企業を誘致することは、雇用及び税収の増加を見込めるなど、地域への貢献は非常に大きいと考えております。企業誘致施策につきましては、場所の確保・インフラの整備が必要であるため、都市整備部門と連携し、より具体的な方法を検討し実施してまいりたいと考えております。(市民生活部)

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

平成21年6月12日に閣議決定されました「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づき、関係部署と連携しながら地域の中小企業者の受注機会の増大を図ってまいります。

(市民生活部)

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

全国中小企業取引振興協会では、平成20年4月より「下請かけこみ寺」事業として企業間取引に関する相談窓口を設置しております。相談窓口のより一層の有効活用のために、商工会議所等の関係団体と連携し、積極的な情報提供を図ってまいります。(市民生活部)

3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

スピードをもって集中的に推進し、より効果を発揮するために、平成22年度から平成24年度の3ヶ年を計画期間として「行財政改革大綱」及び「実施計画」を策定しているところです。取り組むべき項目を洗い出し、それぞれについて何をいつまでにどれだけ取り組むか、また取り組み項目の進捗管理を行い、成果等につきましては随時広報紙やホームページで公表してまいります。

(財政部)

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

市民団体やNPOなどの様々な主体がサービスの担い手として活躍しているなか、行政として果たすべき役割と責任を明確にし、多様な主体との連携・協働を推進するとともに、自発的に地域づくりを行うという意識をもち、地域の活動に取り組むことができるよう、市民との情報の共有や計画策定及び事業実施における市民参画の推進を図ります。

また地域の町会やボランティア団体・NPOなどの自主的な取り組みに対して、その活動が一層活発となるよう支援を行い、その力を最大限に活用して相互に補完し協力する、協働のまちづくりを進めてまいります。

(財政部)

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するかを明確にすること。

さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(一括回答)

(3) について、特例市並みの事務権限移譲につきまして、本市の体制整備を行い、市民生

活の向上につながる事務につきましては積極的に移譲を受けてまいります。

府との重複した事業や事務事業の有無につきましては、事務事業評価等を活用した成果や効果の検証を行い、市民ニーズの的確な把握に努め、必要性の高い利用しやすいサービスを提供できるよう、事業の選択と資源の集中を徹底してまいります。（財政部）

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

本市では、地方分権改革が叫ばれるなか、将来への安定的な行財政運営を行うため、徹底した行財政改革に取り組んでいるところですが、現状の経済情勢や雇用情勢を反映した税収の大幅な減少、社会保障関係費及び公債費の増加等により、大変厳しい財政運営を迫られております。

地方自治体には地域住民へのきめ細やかな行政サービスの提供が求められており、本市独自の政策展開を行うには、財政基盤の確立が重要であることは言うまでもありません。

地方税財源の充実確保につきましては、今後とも国税と地方税の税源配分の見直しや地方への税源移譲、地方交付税の所要額の確保等を含め大阪府市長会ならびに大阪府を通じ国に要望してまいります。（財政部）

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

これまで行政評価システムの構築に向けて事務事業評価の定着化を図るとともに、業務の改善及び予算編成との連携を促進するために担当課での一次評価に加え、全庁的視点から担当部長が行う二次評価を実施してまいりました。

今後、より客観的に評価を行うために、外部評価システム導入についても検討してまいります。（財政部）

4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者（医師・看護師など）の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

（回答）

地域医療体制につきましては、昨年10月に市立松原病院から松原徳洲会病院へ100床の移管が完了し、南河内医療圏の救急医療の状況が改善されたところです。

また、日・祝日の日中に実施している小児休日急病診療に加え、10月より小児科外来も松原徳洲会病院において開設されております。

新たに4月からは「救急安心センター」も開設され、地域医療体制の充実がさらに進むものと考えております。
(保健福祉部)

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

（回答）

現在、介護保険に関する労働者の雇用事業としまして、国の「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」の交付により、大阪府に「緊急雇用創出基金」が創設され、大阪府下の事業所を対象に「介護雇用プログラム」等の事業を実施しております。本市としまして、各事業所への周知等、大阪府とともに取り組んでまいります。
(保健福祉部)

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

（回答）

移動支援などの地域生活支援事業は、障害者が地域で生活し社会参加を進めるうえで必要な事業であり、障害をもつ方々の利用も拡がり事業者数も増加しております。

また、福祉サービス等の利用者負担につきましては、昨年12月の国通知により、低所得（市町村民税非課税）の障害者等に限り、本年4月より無料となることが決まっております。

(保健福祉部)

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メ

ンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

企業に対する医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策につきましては、羽曳野地域産業保健センターにおいて、羽曳野労働基準監督署及び羽曳野労働基準協会と7つの医師会とが、密接な連携を保ちながら運営され、働く人の健康確保と快適な職場づくりを支援されております。そこでは、産業医の専任義務のない50人未満の事業場の事業者及び労働者を対象に、産業医等が健康や保健指導の産業保健サービスを無料で提供されています。(保健福祉部)

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援し、また、子どもを持つこと、育てることに喜びや大きな価値を感じることでできる社会の実現に向けて、「松原市次世代育成支援行動計画(後期)」を策定し、子育て支援の充実を図り、地域の総合的な子育て支援体制を整えてまいります。(保健福祉部)

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないよう対策を講じること。

(回答)

学校における子どもの安心・安全の確保のため、現在市立小学校の校門への管理員の配置を行っております。大阪府の交付金につきましては平成22年度で廃止が予定されておりますが、教育委員会といたしましては子どもたちの安全確保は引き続き必要であると認識し、継続に努力してまいりたいと考えております。(教育委員会管理部)

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

各学校においては、子どもたち一人ひとりの成長段階に応じ、小学校1・2年生の35人学級や少人数指導等を通じ、きめ細かな指導の徹底に努めております。今後におきましてもきめ細かな指導の充実を図るため、小学校1・2年生の35人学級を維持するとともに、3年生以上への拡充についても、国や大阪府に対し教育長協議会等を通じ要望してまいります。

また、キャリア教育につきましては、子どもたちに「生きる力」を身に付けさせるなかで、明確な目的意識をもって日々の学業生活に取り組む姿勢や主体的に自己の進路を選択・決定できる能力、望ましい勤労観・職業観等を習得させるとともに、将来直面する様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人・職業人として自立させていくための取り組みを推進することが重要であると認識しております。そのために、子どもたちの発達段階に応じて、学校の教育活動全体を通して、組織的・系統的に取り組みの充実を図ってまいります。(教育委員会学校教育部)

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

本市としましては、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対するセーフティネットとして、個々の生活状況の十分な把握に努めるなかで、就学援助制度を堅持し充実させる必要があると認識しております。また、奨学金制度につきましても、子どもたちが家庭事情や経済的理由により進学をあきらめることなく、また、それぞれの夢や希望の実現を支援するために、本市の奨学金制度等の充実と有効な活用に努めるとともに、大阪府の奨学金制度や高校の授業料無償化に向けた取り組みの充実を国や大阪府に要望してまいります。

(教育委員会学校教育部)

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

平成19年度より要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待に対して迅速な対応を図ってまいりました。今後も関係機関との連携を強化し、情報を共有化し、総合的な支援が行われるよう

取り組んでまいります。

(保健福祉部)

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

被害者の支援体制につきましては、「松原市男女共同参画プラン Second Stage」におきまして、プランの重要目標のひとつに「女性に対する暴力の根絶」を位置付け、ネットワークと迅速な対応を意識し、全庁的に取り組んでおります。

具体的なこととしましては、相談窓口を設置し、被害者の視点に立って支援に関する基本的な情報を提供し、緊急時における安全確保や自立に向けた継続的な支援については庁内関係課のみならず警察・大阪府女性相談センター・富田林子ども家庭センター等の関係機関と連携・調整を行い推進してまいります。

また、配偶者間の暴力は、認識不足や誤解から個人的な問題とされがちですが「暴力は人権侵害であり、暴力は誰にとっても、どんな場合でも決して許されるものではない」という気持ちを育て、被害に遭った時には、身近な相談機関として認識できるよう本市女性相談及び府内相談機関の記載されたリーフレットを配布しております。特に11月12～25日の「女性に対する暴力防止」の月間には、講座及び広報で「配偶者暴力防止法」を含むDVに関する内容の周知・啓発に努めております。

今後におきましても、身近な行政として、実情に合わせ、配偶者からの暴力の防止についての啓発から被害者支援まで幅広い施策の推進を図り、人権擁護と男女共同参画社会の実現の一層の推進をめざしてまいります。

(総務部)

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

本市におきましては、男女共同参画社会の実現をめざすため、平成10年に計画期間を10年間とする「松原市男女協働参画プラン～輝けまつばら 女と男で～」を策定し、様々な取り組みを進めてまいりました。

しかし、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急激な変化、個人の生き方や価値観が多様化しているなか、引き続き取り組むべき課題や新たな課題に対応するため、計画期間を平成21～25年度までとする「松原市男女共同参画プラン Second Stage」を策定いたしました。

このプランは、「男女共同参画意識の育成」「仕事と生活の調和の推進」「女性に対する暴力の

根絶」を計画の重点目標として掲げており、今後におきましても、このプランに基づき施策を推進し、性による固定的な決めつけがなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向け取り組んでまいります。(総務部)

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

本市では平成14年度に公共施設の管理・運営や市の業務がより環境に配慮したものになるよう、「地球温暖化対策の推進に関する松原市実行計画」を策定しましたが、(基準年平成10年度、期間設定平成14~18年度)目標未達成の項目(ガス使用量・ガソリン使用量・用紙使用量、ごみのリサイクル率の低率など)があり、引き続き、市の事務・事業活動において継続的に環境に優しい行動が定着することをめざし、環境に与える負荷を低減する取り組みを続けております。

(市民生活部)

(2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

リデュース・リユース・リサイクルの取り組みとしましては、不用品の情報交換の場である「不用品情報板」の設置、市民団体と共催しておりますごみ減量化・再資源化を進める「市民リサイクルふれあいマーケット」、及び各種団体に対して「集団回収報奨金制度」を実施し、また、市民にごみ問題への意識の高めていただくため、「生ごみ等コンポスト容器(非電気式)及び電気式の生ごみ処理機」の購入に対して、その経費の一部助成を行い家庭ごみの減量化及び有効活用協力をいただいております。

循環化社会の実現に向け、大阪府・各種団体との連携と協働に努め啓発活動を進めるとともに、地域と密着した環境施策を推進してまいります。(市民生活部)

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

(回答)

災害時に備え、食糧として、高齢者・アレルギー対応のものや乳児用の粉ミルクなどを備蓄・管理しております。

訓練につきましては、消防・警察及び各種団体が参加する松原市防災総合訓練以外にも、自主防災組織や町会等の単位で、消火や炊き出しなどの訓練を今後行ってまいります。

避難場所につきましては、「松原市地域防災計画」により指定避難場所として49ヶ所を整備しており、避難場所への誘導標識は市内210ヶ所に設置し、他にハザードマップを基に浸水深や避難所の位置を示した「まるごとハザードマップ」を設置しております。

緊急医療体制につきましては、「松原市地域防災計画」に基づき松原市医師会と連携し、災害拠点病院の協力のもと医療活動を行ってまいります。(総務部)

(3) - 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

学校施設の耐震化につきましては、子どもたちの安全の確保や災害時の地域住民の避難場所の確保を行うため、国の補助制度などを活用し最優先で取り組んでまいりました。

今後、平成22年度に工事を予定しております小学校4校・中学校2校の耐震補強工事が完成いたしますと、小中学校の耐震化はすべて終了となるものです。(教育委員会管理部)

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織(自治会や自警団・夜回り隊など)との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

「安心・安全な生活」につきましては、警察や関係機関との協力のもと、松原防犯協議会など地域のボランティアとともに、防犯指導や地域行事における警戒活動などの取り組みを行っております。

また、町会等が設置する防犯灯について補助を行い、新たに防犯カメラの設置補助も進め、防

犯設備の拡充と防犯意識の高揚を図ってまいります。

登下校時の子ども見守り活動については、市や防犯協議会・地域の方々によるパトロールを行っております。
(総務部)

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化(大阪府37.0%)が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況(大阪府45.8%)が全国平均(56.8%)を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2(踏切交通実態総点検結果)の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備(鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など)も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

本市「都市計画マスタープラン」における街づくりの課題として「高齢化に対応した都市基盤整備の推進」を掲げ、平成16年度に策定した「松原市バリアフリー基本構想」に基づき順次整備を進めているところです。現在のところ国が示す移動円滑化の目標年次(平成22年度)までの完了が困難な状況ではありますが、今後も段差の解消や歩道の拡幅等を行い、バリアフリーを進めてまいります。また、「都市計画マスタープラン」改訂におきましても、バリアフリーの観点からさらなる施策の充実を検討してまいります。

踏切につきましては、立体歩道(地下道)の設置(河内天美駅)や歩車分離式踏切(河内松原駅)への改良など順次整備を進めるとともに、列車の速度を判断して警報開始時間を調整する「賢い踏切」を導入しております。

道路につきましては、現在整備中の府道堺松原線・堺港大堀線といった主要幹線道路を中心とした周辺の道路整備を府事業と連携し進めてまいります。

公共交通につきましては、市内無料循環バス「ぐるりん号」のさらなる活用を推進し、既存の公共交通と連携しながら利用の促進を図ってまいります。
(都市整備部)

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法(仮称)の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

人権侵害救済制度の法制度につきましては、「人権救済制度のあり方について(答申)(平成13年5月)」及び「人権擁護委員制度の改革について(諮問第2号に対する追加答申)(平成13年12

月)」の趣旨を踏まえ、人権侵害による被害者救済制度が実効性のあるものとなるよう早急な整備及び本国における「人権の法整備」の総合的確立をめざすものとして、人権侵害救済法（仮称）の確立が求められており、国における法整備の動向にも注視しながら、大阪府ならびに大阪府市長会や関係市町村とともに協議し、市長会などを通じ国へ要望してまいります。

また、同和問題をはじめ女性・子ども・障害者・高齢者・外国人の方々に係る人権問題、そしてインターネットを悪用した人権侵害の問題における差別事象、ハンセン病回復者の方々に係る人権問題など新たな取り組むべき人権課題があります。さらに、社会の動きに伴い人権に関してもまた新たな課題が次々に発生するなか、それぞれ課題が複雑・多様化していることから、今後におきましても、人権に関わる相談窓口や個別専門機関との連携を行うとともに、同和問題をはじめすべての人権問題に関する正しい理解と認識を深めるため、人権意識の高揚に向けた人権教育及び啓発の一層の推進、そして人権施策を総合的に推進し、誰もが等しく人権を尊重され、すべての市民の皆様とともにお互いの人権について考え、人権文化を育むまちづくりの推進に努めてまいります。

（総務部）

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

「核兵器のない平和な世界の実現に取り組む」という会議の趣旨に賛同し、本年1月1日付けで平和市長会議に加盟いたしました。

また、毎年、広島原爆投下日の8月6日を含む1週間に市庁舎1階市民ロビーを利用して非核平和展を開催し、戦争を知らない世代の市民に平和の尊さを喚起しております。

（総務部）